

特定事業者の皆様へ

お気をつけください！ ～「再商品化委託申込書(申込用紙1・2)」記入上の注意点～

1. 申込書(申込用紙1)に関する注意点について

○再商品化委託契約約款

お手数ですが、熟読のうえ、必ず切り離してお手元に保管してください。

○再商品化義務量算定基準決算年月

ア) 当該年度の再商品化委託申込(再商品化委託申込量の算定)を行うにあたっては、前事業年度の決算月の数字を利用します。

例えば、令和8年度の再商品化委託申込みでは、

・ 12月決算の場合	⇒	令和7年 12月
・ 1月決算の場合	⇒	令和8年 1月
・ 2月決算の場合	⇒	令和7年 2月
・ 3月決算の場合	⇒	令和7年 3月
・ 9月決算の場合	⇒	令和7年 9月

を目安に記入されているか確認してください。

※申込時期(毎年12月～2月)に確定している決算を根拠にお申込みいただくことが原則です。

※1月決算で、令和7年度の申込みにおいて、令和7年1月ではなく、令和6年1月決算の数字を用いた場合、令和8年度申込においては、令和7年1月決算を用いても構いません。この場合、前年度申込みとの継続性でご判断ください。

○E-Mailアドレス(注:携帯電話のアドレス不可)

ア) 記載されている数字や文字、例えば「0(オ一)と0(ゼロ)」「1(エル)と1(イチ)」など、一見して区別が付きにくい英数文字は、読みがなを振ってください。

イ) 契約締結後に変更が生じた場合は、「申込・契約訂正申請書」をご利用のうえ、必ず協会にご連絡ください。

○再商品化委託申込量・再商品化実施委託料金

申込用紙1下段部分のみで計算せずに、必ず申込用紙2で計算した結果を転記してください。

○再商品化実施委託料金の支払方法

再商品化実施委託料金額により支払方法が異なりますので、必ず支払方法に○印をつけてください。

2. 申込書(申込用紙2)に関する注意点について

○用紙の選択

用紙は、次の2種類です。業種によって利用する用紙が異なります。

- ・「利用事業者用」・・・中身製造業者／小売・卸売業者用
⇒「容器包装を利用している」
- ・「容器製造等事業者用」・・・容器製造業者等
⇒「容器を製造している」

(注) 輸入業者は、両方対象です。ご注意ください。

利用と製造

＜製造等事業者、利用事業者算定用紙の選択ミス＞

判断の基準は“容器を**製造している**のか”

“容器包装を**利用している**のか”です。



“主たる業種が製造業かどうか”ではありません！算定係数がまったく異なるので、委託料金にも大きな差が生じてしまいます。



※ ちなみに、輸入事業者は両方です！

以下で、利用事業者と製造等事業者の具体例を示します。

【利用事業者用の算定用紙を利用する事業者の具体例】

1. 特定容器・包装を利用する中身製造業者

●食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者

2. 特定容器・包装を利用する小売・卸売業者

●商品を販売する際に特定容器や特定包装を利用する事業者

3. 輸入業者

●中身を輸入した後に特定容器や特定包装を付す事業者

●特定容器や特定包装が付された商品の輸入を行う事業者

(注) 特定容器の付された商品を輸入している事業者は製造事業者にも該当します。

4. その他

●購買部等で特定容器や特定包装を利用している学校法人、宗教法人

●テイクアウトに特定容器や特定包装を利用している飲食店など

【容器製造等事業者用の算定用紙を利用する事業者の具体例】

1. 特定容器製造業者

●特定容器であるガラスびん、P E Tボトル、紙箱、紙製・プラスチック製の袋、プラスチック容器などを製造している事業者

2. 輸入事業者

●特定容器の輸入を行っている事業者

●特定容器が付された商品の輸入を行う事業者

(注) 特定容器の付された商品を輸入している事業者は製造事業者にも該当します。

○用途の選択

ア) 利用事業者用の場合

その「容器」「包装」を、何を入れる（あるいは包む）目的で購入し利用するかで判断します。

＜間違えやすい用途の例＞

●薬局やドラッグストア（主たる業種：小売業）で使用する袋

〔用途〕「紙製容器包装」または「プラスチック製容器包装」の「小売」

〔理由〕既に容器に入っている薬（商品）を紙袋やレジ袋（いずれも容器）に入れて販売（小売）するから。

薬本体（中身）が入っている容器（ガラスびんやプラスチックなど）は、製薬メーカー等が「利用事業者」として、ガラスびんやプラスチックなどの容器製造業者が「容器製造事業者」として特定事業者となり、義務履行しているため、薬局やドラッグストアが「用途」として「医薬品」を選択することはない。

●小売業で使用するレジ袋

〔用途〕「プラスチック製容器包装」の「小売」（※包装ではありません）

〔理由〕包装とは、両端が開いているもの、1枚のシートのようなもので包むようなものであり、レジ袋など袋状のものは容器とみなされます。

イ) 製造等事業者用の場合

その容器を、何を入れる目的で製造するかで判断します。



包装とは、両端が開いているもの、1枚のシートのようなもので包むようなものです。**袋状のもの（レジ袋のようなものなど）は容器とみなされます。**算定係数がまったく異なるので、委託料金にもかなりの差が生じてしまいます。

※ 具体的な用途の例は、次ページをご参照ください。

用途の例（利用事業者用 申込用紙2（算定用紙）の裏面に掲載のもの）

用途	詳細（例）	用途	詳細（例）	用途	詳細（例）
ガラスびん	食料品  牛乳、加工された食品	紙容器	食料品  パンなど食料（小売店舗の敷地外で付されたもの）	プラスチック容器	食料品  油（PET素材でも、プラスとして扱う）  塩、砂糖  惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地外で付したもの）
	清涼飲料、茶・コーヒー  豆乳、清涼飲料		清涼飲料、茶・コーヒー  内側がアルミの紙パック		清涼飲料、茶・コーヒー  清涼飲料等のキャップ  コーヒー豆・コーヒー粉末  お茶・茶葉
	酒類  ビール・焼酎		酒類  内側がアルミの紙パック		酒類  酒類のキャップ
	医薬品  「医薬品」と表示されているもの		油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料  洗剤  粉石鹼		油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料  洗剤、漂白剤
	化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品  化粧品		医薬品  「医薬品」と表示されているもの		医薬品  「医薬品」と表示されているもの  医薬品のキャップ
	上記以外の用途  小売時にその場で用いるびん		化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品  化粧品の外箱・中身の取扱材		化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品  シャンプー  歯磨き粉  化粧品のキャップ
PETボトル	食料品（しょうゆ・乳飲料等・その他調味料）  しょうゆ  ドレッシング、酢、みりん風調味料、醤油加工品  料理酒・クッキングワイン  乳酸菌飲料 ※食用油酸を含まず、糖類は洗浄により内容物及び臭いを除去できるものに限る。	紙包装	小売  手提げ  ギフト箱  小売時に用いる平袋	プラスチック包装	小売  レジ袋  テイクアウトの容器  惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地内で付したもの）
	清涼飲料  お茶、ジュース		上記以外の用途  ペットフード、雑貨		上記以外の用途  市の容器、果物・野菜のネット袋など（無加工の自然物）
	酒類  烧酎  ワイン、みりん		商品を包むために用いる用紙や新聞紙		プラスチック包装  容器のラベル  トレイのラップ

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンター（03-5251-4870）にお問い合わせください。